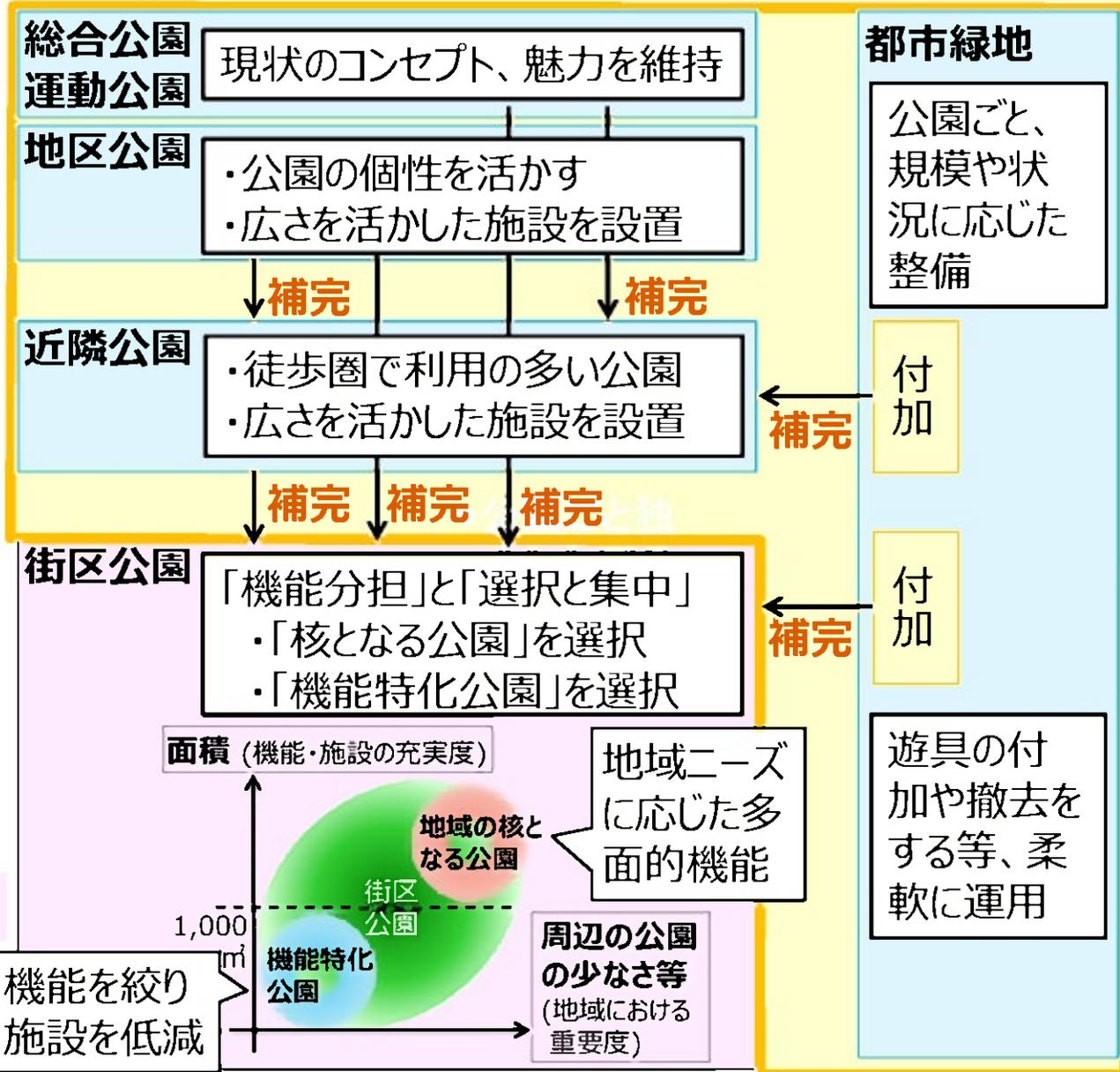


資料 2

『前回の審議の振り返り』

- (1)第3章-2 第4章-2 公園の『種類』ごとの整備方針
 - ・前半
 - ・後半
- (2)第4章-4 公園機能のさらなる充実へ
第5章 運用にあたって

(1) 公園の『種類』ごとの整備方針



都市緑地

公園ごと、規模や状況に応じた整備

付加

付加

遊具の付加や撤去をする等、柔軟に運用

- 【ポイント】
- ① 街区公園について機能分担を図る。
 - ② 地域に街区・近隣公園の機能が不足すれば、他の公園種類で補完する。

後半

前半

(1) 公園の『種類』ごとの整備方針 【前半】

街区公園

主な
ご質問
ご意見

○「その他の街区公園」でも、ニーズがあれば、「機能特化公園」にすることは可能か。

⇒市) 可能と考える。

○3分類をセットで検討すべきは。「機能特化公園」より「その他の街区公園」に費用等をかけるべきでは。

⇒市) 公園が密集している地域では、3分類を一緒に検討する場合もあり得る。「その他」は、現状ある機能を維持し施設更新を行うが、「機能特化公園」は施設撤去が中心なので、整備費用は高くない。

結論

○事務局案を妥当とする。

(1) 公園の『種類』ごとの整備方針【後半】

街区公園以外の方針、再整備、補完

主な
ご質問
ご意見

- 近隣公園より上のクラスで、今までにない新しいニーズにもこたえられるか。⇒市) 可能な範囲で考える。
- 「地域に必要な機能」と地域のニーズの関係は？
⇒市) 「地域に必要な機能」を確保した上で、地域のニーズを検討していきたい。
- 総合公園と街区公園では規模が違いすぎるので、補完が難しい場合もあるのでは。⇒市) 全て同じようには補完できない。状況に応じて判断。

結論

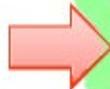
- 一部修正した上で、事務局案を妥当とする。
* 整備手法：①「投資」の項目を削除(⇒P37)
②○△×の表現を再検討(⇒P42)

(1) 公園の『種類』ごとの整備方針 【後半】

■ 既設公園の整備手法

方針案P36

		面的な機能再編 (再整備)		単体の整備
		全面再整備	部分再整備	施設更新 (見直しを含む)
目的	施設の老朽化更新	○	○	○
	施設の機能や配置を大きく変える (機能再編)	○	○	×
対象範囲	公園全体			
	整備後 (例)			
		公園全体の機能を見直す (樹木等、活かせるものはそのまま)	遊具広場+ゲートボール場 ⇒ 幼児向け遊具広場+スキー山+芝生広場	ブランコを更新 (この例の場合は、幼児用ブランコに更新)



(1) 公園の『種類』ごとの整備方針【後半】

方針案P41

■ 既存の公園の整備（まとめ）

		面的な機能再編（再整備）		単体の整備
		全面再整備	部分再整備	施設更新 （見直しを含む）
総合公園・運動公園		×	○	○
地区公園		×	○	○
近隣公園		○	○	○
街区公園	地域の核となる公園	○	○	○
	機能特化公園	○	○	○
	その他	×	×	○
都市緑地、特殊公園、緩衝緑地、緑道		※	※	○

○：実施できる（公園種類ごとの整備手法の方針に沿って選択する）

×：基本的に実施しない

※：基本的に実施しないが、他の公園種類の性質・規模に近い場合、該当する公園の種類の整備手法を適用する。

(1) 公園の『種類』ごとの整備方針【後半】

■ 既存の公園の整備（まとめ）

方針案P41

		面的な機能再編（再整備）		単体の整備
		全面再整備	部分再整備	施設更新 （見直しを含む）
総合公園・運動公園		×	○	○
地区公園		×	○	○
近隣公園		○	○	○
街区公園	地域の核となる公園	○	○	○
	機能特化公園	○	○	○
	その他	×	○	○
都市緑地、特殊公園、緩衝緑地、緑道		※		

方針案P37

整備手法

- ①近隣公園に必要な機能の充足状況や、施設の老朽化状況、地域ニーズの変化等を総合的に勘案し、機能再編が必要と判断される場合は、地域の意見を把握しながら、全面再整備や部分再整備を行います。
- ②老朽化した施設については、今後の再整備の見通しを考慮したうえで、個別の施設更新等を実施します。

○：実施できる（公園種類ごとの）
 ×：基本的に実施しない
 ※：基本的に実施しないが、他の：
 該当する公園の種類の整備手

○ 施設単体の老朽化に対しては、当面の再整備の計画がない場合は施設更新を実施し、再整備の計画が予定されている場合は施設更新を再整備まで保留する。ただし、状況に応じて、「使用禁止の処置」や「撤去」による安全確保は先行して実施する。

(2) 公園機能のさらなる充実へ／運用にあたって

さらなる充実へ

- 防災…市全体の計画に基づく
- 景観…眺望にも配慮
- 冬季…屋外利用が基本

運用にあたって

- 市民ニーズ…本方針（市全体）と個別整備（地域）で、必要に応じて把握

主な
ご質問
ご意見

○民活やプレーパーク、柔軟な利用等に触れないのか
⇒市）現在検討段階。本方針とは切り離すが、今後、連携を図っていくことが必要。

結論

○一部修正した上で、事務局案を妥当とする。
＊「景色」の表現を検討（景観に統一）